

保護者の皆様へ

先日、新型コロナウイルス感染症５類移行に伴うガイドラインが、市教委より公開されたことに伴い、本校での出席停止扱いについても、原則として下記のとおりといたします。ただし、校内の感染状況によっては変更となる場合がありますので、お含みおきください。

また新型コロナウイルス感染症でご欠席される場合は、インフルエンザと同様、「登校連絡票」のご提出が必要になりました。学校に取りに来ていただくか、学校のホームページからも、ダウンロードができます。

何かご不明な点等ございましたら、いつでも学校まで、ご相談ください。

記

【出席停止の扱いについて】（新型コロナウイルス関連）

状況	変更後 *R5.5.8時点
自身がコロナ陽性になった	出席停止扱いになる。 療養期間： 発症した日を０日とし、５日間 を経過、かつ 症状が軽快した後１日を経過するまで （症状が軽快＝解熱剤を使用せずに解熱、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること）。 ※出席停止解除後、発症から１０日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨する。 ※次回登校日に、「登校連絡票」の提出が必要。学校のホームページから印刷が可能。
家族がコロナ陽性になった （＝濃厚接触者）	濃厚接触者の特定は行わなくなったため、欠席する場合は、出席停止扱いではなく病欠扱いとする。
家族に体調不調者がいる	欠席する場合は、出席停止扱いではなく病欠扱いとする。
家族に、濃厚接触者がいる	欠席する場合は、出席停止扱いではなく病欠扱いとする。
コロナ主症状（発熱・咳・喉の痛み <u>３つのいずれか</u> ）があり、感染が疑 わしい場合	これまでは出席停止扱いだったが、R5.5.8をもって、病欠扱いとなる。
コロナワクチン接種 接種による副反応	これまでは出席停止扱いだったが、R5.5.8をもって、病欠扱いとなる。

参考：府中市教育委員会「新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行における府中市立学校の持続可能な学校運営のガイドライン」